

扶桑町中小企業振興費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の中小企業の振興を図ることを目的として、中小企業者の町内への誘致及び継続した経営のための新たな設備投資事業に対する経費の一部を助成することに関し、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者で、事業用の施設を町内に新設又は増設する者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 補助金申請時において、町税及びその延滞金を滞納している者
- (2) 同一施設に関して他の補助金等の交付を受ける予定のある者
- (3) その他町長が適当でないと認めた者

(補助対象施設)

第3条 補助対象となる施設は、町内において建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合した新設又は増設した製造業の用に供する事業用の施設で、家屋（住居に使用するものを除く。）及び家屋を取得してから6月以内に取得した償却資産（以下「対象施設」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象となる施設は、対象施設を新設又は増設した年の翌年の1月1日が属する年度の翌年度（以下「対象年度」という。）において、固定資産税が賦課される施設とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、対象施設に係る対象年度の固定資産税相当額の2分の1とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、納期が到来した町税及びその延滞金を完納した上で、対象年度において速やかに扶桑町中小企業振興費補助金交付申請書（別記様式）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付時期)

第6条 補助金は、対象年度に交付するものとし、当該補助金にかかる固定資

産税の全ての納期が到来した後に行う。ただし、対象年度の固定資産税を全期前納した者に対しては、当該納付を確認した後に交付することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条の補助対象となる施設は、平成29年度を対象年度として賦課されるものから適用する。

別記様式(第5条関係)

扶桑町中小企業振興費補助金交付申請書

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

扶桑町中小企業振興費補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。

事業者の概要	資本金の額又は出資の総額	円
	常時使用する従業員数	人
	業種(日本標準産業分類)	
新設等をする施設等の概要	種別	<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他の施設
	所在地	
	事業概要	
	取得した家屋・償却資産	別添のとおり
補助金額		円
連絡先等	所属及び担当者氏名	
	電話番号	— — —

上記補助金額の算定に必要とする税務資料や扶桑町中小企業振興費補助金交付要綱第2条第1号に関する町税及びその延滞金の納付状況について調査することに同意します。

名 称

代表者氏名

印

※添付書類

- 1 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 2 償却資産を取得した場合には種類別明細書の写し
- 3 その他町長が必要と認める書類